

環境管理委員会からのお知らせ

環境管理委員長 久松 辰男

日頃より、職員の皆様にはISO14001の活動にご協力くださりましてありがとうございます。

ISO活動も平成16年以来、今年で7年目を迎えました。

活動内容も、電気・ガス・水道・紙ばかりでなく、地域や地球に対しての貢献活動を取り入れるなど多岐にわたってきました。

これは、職員の皆様が、ISO14001の意味を理解し活動していただいているものと、感謝しております。

さて、今年省エネ法が改正され、下記に示すとおり、法人単位で年間エネルギー使用量が（原油換算）15,000kℓ/年以上の場合、特定事業者となり、中長期的にみて年1%以上のエネルギーの削減が義務付けられました。

この法を遵守すべく現在の環境活動に加え、原点に戻ってエネルギーの削減に今後努めていきたいと思っています。

幸い、当法人ではISO14001の手法があります。

これを活用し、各職員一人一人が意識を持って活動をすれば、決して難しい事ではありません。

今後も、環境活動に対するご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

事業者全体としての義務

年間エネルギー使用量 (原油換算kℓ)	1,500kℓ/年以上	1,500kℓ/年 未満
事業者の区分	特定事業者又は特定連鎖化事業者	-
事業者の義務	選任すべき者	エネルギー管理統括者・エネルギー管理企画推進者
	遵守すべき事項	判断基準の遵守（管理標準の設定、省エネ措置の実施等）
事業者の目標	中長期的にみて年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減	
行政による チェック	指導・助言、報告徴収・立入検査、 合理化計画の作成指示（指示に従わない場合、公表・命令）等	